

京都市立芸術大学美術学部教授会規程

(平成 24 年 4 月 1 日理事長決定)

(平成 27 年 3 月 31 日一部改正)

(要旨)

第 1 条 この規程は、京都市立芸術大学学則第 10 条の規定に基づき、美術学部教授会（以下「教授会」という。）に関する事項を定める。

(構成)

第 2 条 教授会は、教授、准教授、専任講師及び助教をもって構成する。

(招集及び議長)

第 3 条 学部長は、教授会を招集しその議長となる。

2 学部長は、構成員の 3 分の 1 以上の要求があるときは、教授会を招集しなければならない。

3 学部長に事故あるときは、予め学部長がその就任時及び学年始に指名する者が議長を代行する。

(審議事項)

第 4 条 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業

(2) 学位の授与

(3) 学部の教育課程の編成に関する事項

(4) 学部の教育研究についての教員の業績審査及び法人が自ら行う点検及び評価に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1) 中期目標について市長に述べる意見及び年度計画の策定に関する事項のうち、教育研究に関するもの

(2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、教育研究に関するもの

- (3) 教育研究に関する予算の提案に関する事項
 - (4) 大学、学部その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項のうち、教育研究に関するもの
 - (5) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に関する重要な法人の規程の制定又は改廃に関する事項
 - (6) 学長から学部長に付議された教員の人事に関する事項
 - (7) 学部の学生の円滑な修学を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
 - (8) 学部の学生の在籍に関する事項
 - (9) 学部長及び学部から選出する教育研究審議会委員等の候補者の選出に関する事項
 - (10) 学部の学生の賞罰に関する事項
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項
- （議案の提出）

第5条 教授会構成員は、議案を提出することができる。

（定足数）

第6条 教授会は、別に定める場合を除くほか、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

（構成員数）

第7条 留学、出張その他の事由により、引き続き6ヶ月以上教授会に出席できない者は、構成員の数に算入されない。

（議決）

第8条 教授会の議事は、別に定める場合を除くほか、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員会）

第9条 教授会は、必要に応じて委員会を置くことができる。

（事務処理）

第10条 教授会の事務は、教務学生課がこれにあたる。

（議事録）

第11条 教授会に議事録をそなえ、議事経過及び議決事項等を記載する。

2 議事録は、学部長が保管し、構成員の要求があるときは、これを提示しなければならない

ない。

(審議資料の公開)

第12条 教授会及び委員会に係る審議資料，議決事項及び議事録については，原則として公開する。ただし，公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは，全部又は一部を非公開とすることができる。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は，教育研究審議会の審議を経なければならない。

(規程の細目)

第14条 この規程の細目は，別にこれを定める。

附 則

この規程は，平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成27年4月1日から施行する。